4　国の責務

㈠　国は、3の基本理念にのっとり、物資の流通の効率化に関する総合的な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有することとした。（第三条関係）

㈡　国は、貨物自動車運送役務の持続可能な提供の確保に資する運転者の運送及び荷役等の効率化並びに輸送される物資の貨物自動車への過度の集中の是正に関する情報の収集等に努めなければならないこととした。（第三一条第一項関係）

㈢　国は、広報活動等を通じて、運転者への負荷の低減に資する施策に関して国民の理解を深めるとともに、国民の協力を求めるよう努めなければならないこととした。（第三一条第二項関係）

5　総合効率化計画の記載事項に、特定流通業務施設の構造及び設備を追加することとした。（第六条第三項第一号関係）

6　独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構による流通業務総合効率化事業の推進

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の業務に、認定総合効率化事業の実施に必要な資金の出資を追加することとした。（第二三条関係）

7　定義（第三〇条関係）

㈠　「貨物自動車運送事業者等」とは、貨物自動車運送事業者及び特定第二種貨物利用運送事業者をいうこととした。

㈡　「荷主」とは、第一種荷主（自らの事業に関して継続して貨物自動車運送事業者又は貨物利用運送事業者に貨物の運送を行わせることを内容とする契約を締結する者をいう。以下同じ。）及び第二種荷主（自らの事業に関して継続して貨物を運転者から受け取る者等をいう。）をいうこととした。

㈢　「貨物自動車関連事業者」とは、倉庫業者並びに一般港湾運送事業、航空運送事業、第一種鉄道事業及び第二種鉄道事業を経営する者のうち、当該事業について運転者との間で貨物の受渡しを行う者をいうこととした。

8　事業者等の責務

物資の流通に関する事業を行う者等は、貨物自動車運送役務の持続可能な提供の確保に資する措置を講ずるよう努めなければならないこととした。（第三二条関係）

9　基本方針

主務大臣は、貨物自動車運送役務の持続可能な提供の確保に資する運転者の運送及び荷役等の効率化の推進に関する基本的な方針を定めることとした。（第三三条関係）

10　貨物自動車運送事業者等に係る措置

㈠　貨物自動車運送事業者等は、その雇用する運転者一人当たりの一回の運送ごとの貨物の重量の増加を図るための措置を講ずるよう努めなければならないこととした。（第三四条関係）

㈡　国土交通大臣は、㈠の措置に関し、貨物自動車運送事業者等の判断の基準となるべき事項を定めることとした。（第三五条関係）

㈢　国土交通大臣は、㈠の措置の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、貨物自動車運送事業者等に対し、当該措置の実施について必要な指導及び助言をすることができることとした。（第三六条関係）

㈣　国土交通大臣は、貨物自動車運送事業者等のうち、年度の輸送能力が一定以上であるものを、その雇用する運転者一人当たりの一回の運送ごとの貨物の重量を特に増加させる必要がある者として指定することとした。（第三七条関係）

㈤　㈣の指定を受けた者（以下「特定貨物自動車運送事業者等」という。）は、定期に、㈠の措置の実施に関する中長期的な計画を作成し、国土交通大臣に提出しなければならないこととした。（第三八条関係）

㈥　特定貨物自動車運送事業者等は、毎年度、㈠の措置の実施の状況に関し、国土交通省令で定める事項を国土交通大臣に報告しなければならないこととした。（第三九条関係）

㈦　国土交通大臣は、特定貨物自動車運送事業者等の㈠の措置の実施に関する状況が、㈡の判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該特定貨物自動車運送事業者等に対し、当該措置をとるべき旨の勧告をすることができ、当該特定貨物自動車運送事業者等がその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができ、当該特定貨物自動車運送事業者等が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該措置をとるべきことを命ずることができることとした。（第四〇条関係）

㈧　国土交通大臣は、㈣の指定等を行うために必要な限度において、貨物自動車運送事業者等に対し、その輸送能力の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、貨物自動車運送事業者等の事務所等に立ち入り、帳簿等を検査させることができることとした。（第四一条関係）

11　荷主に係る措置

㈠　荷主は、運転者の荷待ち時間等の短縮及び運転者一人当たりの一回の運送ごとの貨物の重量の増加を図るための措置を講ずるよう努めなければならないこととした。（第四二条関係）

㈡　荷主事業所管大臣は、㈠の措置に関し、荷主の判断の基準となるべき事項を定めることとした。（第四三条関係）

㈢　荷主事業所管大臣は、㈠の措置の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、荷主に対し、当該措置の実施について必要な指導及び助言をすることができることとした。（第四四条関係）

㈣　荷主事業所管大臣は、荷主のうち貨物自動車運送事業者又は貨物利用運送事業者に運送を行わせた貨物等について年度の貨物の合計の重量が一定以上であるものを、運転者の荷待ち時間等の短縮及び運転者一人当たりの一回の運送ごとの貨物の重量の増加に特に寄与する必要がある者として指定することとした。（第四五条関係）

㈤　㈣の指定を受けた者（以下「特定荷主」という。）は、定期に、㈠の措置の実施に関する中長期的な計画を作成し、荷主事業所管大臣に提出しなければならないこととした。（第四六条関係）

㈥　特定荷主は、㈤の中長期的な計画の作成等の業務を統括管理する者を選任しなければならないこととした。（第四七条関係）

㈦　特定荷主は、毎年度、㈠の措置の実施の状況に関し、主務省令で定める事項を荷主事業所管大臣に報告しなければならないこととした。（第四八条関係）

㈧　荷主事業所管大臣は、特定荷主の㈠の措置の実施に関する状況が、㈡の判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該特定荷主に対し、当該措置をとるべき旨の勧告をすることができ、当該特定荷主がその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができ、当該特定荷主が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該措置をとるべきことを命ずることができることとした。（第四九条関係）

㈨　荷主事業所管大臣は、㈣の指定等を行うために必要な限度において、荷主に対し、その貨物の運送の委託若しくは受渡しの状況に関し報告をさせ、又はその職員に、荷主の事務所等に立ち入り、帳簿等を検査させることができることとした。（第五〇条関係）

12　貨物自動車関連事業者に係る措置

㈠　貨物自動車関連事業者は、自ら管理する施設等における運転者の荷待ち時間等の短縮を図るための措置を講ずるよう努めなければならないこととした。（第五二条関係）

㈡　国土交通大臣は、㈠の措置に関し、貨物自動車関連事業者の判断の基準となるべき事項を定めることとした。（第五三条関係）

㈢　国土交通大臣は、貨物自動車関連事業者の㈠の措置の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、当該貨物自動車関連事業者に対し、当該措置の実施について必要な指導及び助言をすることができることとした。（第五四条関係）

㈣　国土交通大臣は、倉庫業者のうち、年度の貨物の保管量が一定以上であるものを、運転者の荷待ち時間等の短縮に特に寄与する必要がある者として指定することとした。（第五五条関係）